

なかのSDGs パートナー登録制度 Q&A

【1 登録制度について】

Q1-1 制度の目的は何ですか。

A1-1 官民が一体となって、地域課題の解決及びSDGsの推進に取り組むことで、中野区基本構想で描くまちの姿「つながる はじまる なかの」の実現に向けた取組の拡大、区におけるSDGsの普及啓発を図ることを目的に制度を創設しました。

Q1-2 パートナー登録の対象は誰ですか。個人は対象になりますか。

A1-2 区内に事業所があり、区内で事業・活動を行う企業、法人、団体、個人事業主が対象となります。個人は対象になりません。

Q1-3 パートナーに登録されると、どんなメリットがありますか。

A1-3 SDGsの推進に積極的に取り組む企業・団体等として、区ホームページ等で紹介しますので、取組内容を広くPRすることができます。

また、パートナー同士の交流・連携の場に参加でき、つながりを広げることが出来ます。

Q1-4 パートナーへの支援措置（例えば、補助金や入札契約上の優遇措置など）のようなものはありますか。

A1-4 現在、パートナーに登録されたことによって受けられる補助金や入札契約上の優遇措置はありません。

Q1-5 区外に本社や親会社があり、区内に支店などの事業所や子会社がある場合、申請することは可能でしょうか。

A1-5 可能です。区内にある事業所からの申請でも本社からの申請でも、どちらでも構いません。

Q1-6 区内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所から申請することは可能でしょうか。

A1-7 事業所毎に取組内容が異なる場合には、それぞれの事業所から申請していただいても構いません。また、一括で申請していただくことも可能です。

Q 1－8 大学の場合、各学部・学科・研究室等からそれぞれ申請することは可能でしょうか。

A 1－8 可能です。また、一括で申請していただくことも可能です。

【2 登録申請について】

Q 2－1 登録申請に必要な書類は何ですか。

A 2－1 申請には「なかのSDGsパートナー登録申請書（様式第1号）」の提出が必要です。様式は、区公式ホームページに掲載しています。ダウンロードして申請書を作成してください。

Q 2－2 申請書の提出方法を教えてください。

A 2－2 登録申請書を作成のうえ、区が指定する募集期間内に電子メールにより区に提出してください。受付用のメールアドレスは以下の通りです。

<受付用メールアドレス> kikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

Q 2－3 申請書はどのような形式で提出すればよいですか。

A 2－3 様式はワード形式で提出してください。なお、PDF形式に変換した申請書や、プリントアウトしたものに手書きした申請書は受け付けできません。

Q 2－4 申請書を郵送又は持参等、電子メール以外の方法で提出することはできますか。

A 2－4 電子メール以外の方法は受け付けできません。ただし、電子メールで提出できない添付資料（会社案内等の印刷物）を提出する場合は、申請書提出時に電子メールにその旨を記載していただいた上で、別途郵送をお願いいたします。

Q 2－5 登録申請に押印は必要ですか。

A 2－5 押印は不要です。

Q 2－6 登録申請や更新に手数料はかかりますか。

A 2－6 無料です。手数料はかかりません。

Q 2－7 申請を行っても、登録が認められないことはありますか。

A 2－7 実施要綱に規定する、以下のパートナー登録要件を満たしていれば、原則登録となりますが、満たしていない場合は登録が認められません。

- (1) 区内に事務所等を有する法人その他の団体又は個人事業主であること。
- (2) 区内において次に掲げるいずれかの取組を行っていること。

ア 中野区基本計画に定める事業に関連した取組

イ 地域課題の解決に向けた取組であると中野区長（以下「区長」という。）が認める取組

- (3) 前号の取組（以下単に「取組」という。）がSDGsと関係するものであること。
- (4) その者が登録を受けたこと、その取組その他の事項につき、区ホームページに掲載がされること等により情報発信がされることに同意すること。
- (5) 中野区暴力団排除条例（平成24年中野区条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団等その他反社会的活動を行うものの関係者でないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反する活動をしないこと。

Q2-8 申請時点では具体的な取組を行っておらず、申請を機に取り組んでいきたいと考えている場合、登録申請することは可能でしょうか。

A2-8 申請できません。登録申請時点ですでに取組を実施していることがパートナーの登録要件です。取組を実施後のパートナー募集時に申請していただくこととなります。

Q2-9 取組内容には、今後の取組内容も記載してよいでしょうか。

A2-9 基本的には登録申請時点ですでに実施している取組内容を記載してください。今後実施予定の内容をあわせて記載することは可能ですが、記載する場合は、すでに実施している内容と分けて記載し、実施予定時期もあわせて記載してください。

Q2-10 記載欄に内容を書ききれないのですが、枠を拡大する、フォントを小さくするなどの対応をしてもよいですか。

A2-10 記載欄のスペースが足りない場合は、適宜高さを調節していただいても構いません。フォントについては、12ポイントのままで記載してください。

Q2-11 取組内容に関するSDGsゴールは、1つだけ入れればよいのでしょうか。

A2-11 1つだけでなく、関係すると考えられるゴールが複数あれば、すべて入れてください。すべて入るように表の高さを変えていただいても構いません。

Q 2 - 1 2 申請を行いました、その後、特に連絡がありません。

A 2 - 1 2 募集期間の締切後、約 1 か月間の期間で書類審査等を行うため、申請いただいた後、しばらくの間、連絡がない場合もあります。書類の不備、修正等がある場合は、申請時に記載していただいた連絡先に連絡をさせていただきます。

Q 2 - 1 3 登録となる場合は、いつごろ連絡が来るのですか。

A 2 - 1 3 募集期間内に受け付けたすべての申請の書類審査等が終了し、結果が確定した時点で、登録となった企業・団体等の皆様に連絡させていただきます。

【3 なかのSDGs パートナー登録事項変更届出書（様式第3号）について】

Q 3 - 1 どのような場合に変更届出が必要になるのでしょうか。また、いつまでに提出する必要があるのでしょうか。

A 3 - 1 登録申請の際に提出していただいた登録申請書（様式第1号）の内容に変更があった場合、速やかに変更届出書を区に提出してください。

具体的には、企業・団体等の名称が変更となった場合や、所在地が変更となった場合、取組内容等が変更となった場合等には変更届出書の提出が必要となります。判断に迷う場合には、区の担当にご連絡ください。

【4 その他】

Q 4 - 1 交付された登録証は、ホームページに公開してもよいのでしょうか。

A 4 - 1 登録証は事業所内に掲示していただいたり、ホームページに公開していただいても構いません。PRに積極的にご活用ください。ただし、登録証の加工・修正は行わないでください。

Q 4 - 2 区ホームページのSDGs サイトについて、企業・団体等のウェブサイトからリンクを張っても良いですか。

A 4 - 2 構いません。申請等の手続きは不要です。